

〔様式6の2〕

平成 年度後進地域特例法適用団体等補助率差額箇所別内訳表

市町村名(単位：円)

事業種別	路線箇所名	箇所	平成 年度特定事業					市町村負担 限度額 A × 0.2 F	補助率差額が 減額される額 A × B × G + E - (A - F) = H	補助率差額 申請額 A × B × G - C - H = I	備考	
			国庫補助 基本額 A	補助率 B	財 源		内 訳 法令に基 づく分担 金 E					
					国庫補助金 C	市町村費 D						
道路事業費 地方道改修費補助 道路改築	〇 〇 〇 × × ×		1,520,000	1 / 2	(760,000) 760,000	760,000	0	304,000	1.20	0	152,000	
〃	〇 〇 〇 × × ×		900,000	2 / 3 [1 / 2]	(600,000) 600,000 [450,000]	300,000	0	180,000	1.20	0	0	0水特
自転車道整備	〇 〇 〇 × × ×		500,000	1 / 2	(250,000) 250,000	250,000	0	100,000	1.20	0	50,000	
合 計			2,920,000		(1,610,000) 1,610,000						202,000	

(記 載 要 領)

- 1 国庫補助基本額は精算額とするが、繰越事業がある場合には当該箇所年度終了額と繰越額(補助率差額の申請時まで)に事業が完了している場合は精算額とする。)の合計額を計上し、備考欄に繰越と明記し繰越額(国費)を記載すること。
- 2 C欄上段に交付決定額を()書で記載すること。
- 3 F欄に円未満の端数が生じる場合は、箇所ごとに切り上げ、申請額(I欄)円未満の端数が生じる場合は、箇所ごとに切り捨てること。(計算過程で切り捨てないこと。)
- 4 D Fの場合は、H欄以下の記入は要しない。
- 5 H欄が計算の結果、負数になる場合には0とすること。
- 6 備考欄に新産、工特、首都圏、近畿圏、中部圏、産炭、明日香、北方領土の別を記入すること。
- 7 (I項)北海道道路事業費(目)地方道改修費補助に係る事業(離島に係るものを除く。)にあつては、「6/10×当該市町村の引上率」の値が2/3よりも高率となる場合(その率を備考欄に付記すること。)は、B、C及びび欄は二段書として下段に6/10の場合を()で記入し、H欄中Bは6/10、I欄中Cは2/3の国庫補助金でそれぞれ積算すること。
- 8 同一箇所、歳出予算と国庫債務負担行為の年割額がある場合は、各々別箇所として計上し、国庫債務負担行為の年割額については、備考欄に国債の設定年度を記入すること。
- 9 同一箇所異なる補助率の工区がある場合は、異なった補助率ごとの工区に分けて記載すること。
- 10 水源地域対策事業等にあつて、計算の結果嵩上げ額が生じるものについては、B、C欄は二段書として、下段に通常の補助率の場合を()書で記入し、当該事業とわかるよう備考欄に記入すること。

生活環境整備費補助			1/2(市町村道事業) 〔ただし成田(町村道のみ) 水特 3/4 6/10 明日香 2/3〕			
共同溝設置費補助	1/2	—	1/2	—	1/2	—
自転車道整備費補助	1/2	—	1/2	—	1/2	9/10
特殊改良費一種補助	〔ただし奄美5.5/10〕 原子力 5.5/10		離島1/2 〔ただし市町村道〕 5.5/10 奄美 5.5/10	1/2	1/2	9/10(県事業) 2/3(市町村道)
特殊改良費二種補助	1/2		離島 1/2 奄美 5.5/10	9/10	9/10	—
特殊改良費三種補助	1/2		—	—	9/10	—
特殊改良費四種補助	〔ただし奄美5.5/10〕 〔ただし奄美5.5/10〕 〔ただし奄美5.5/10〕		離島 1/2 〔ただし市町村道〕 5.5/10 奄美 5.5/10	1/2	9/10	2/3(市町村道)
道路補修費補助	1/2		1/2	1/2	9/10	9/10(県事業)
道路災害防除費補助	〔ただし奄美5.5/10〕 〔ただし奄美5.5/10〕		1/2 〔ただし奄美(県事業)5.5/10〕 10/10	1/2	9/10	9/10(県事業)
指導監督事務費補助	—		—	10/10	—	10/10

(目)交通連携推進道路事業費補助 (目の細分)	道 路 改 築 費 補 助	5.5/10 1/2 (都市計画決定済で 4車線以上のもの 1/2 原子力 5.5/10)	1/2 (ただし基幹道 5.5/10 成田8/10 2/3)	5.5/10 (ただし 基幹道 6/10)	9/10	9/10(県事業) 8/10(市町村事業)
	踏 切 除 却 ・ 改 良 費 補 助	5.5/10 1/2 (都市計画決定済で 4車線以上のもの 1/2 原子力 5.5/10)	1/2 (ただし基幹道 5.5/10)	5.5/10 (ただし 基幹道 6/10)	—	—
(目)一般国道維持費補助 (目の細分)	結 節 点 改 築 費 補 助	5.5/10 1/2 (都市計画決定済で 4車線以上のもの 1/2 原子力 5.5/10)	1/2	—	9/10	—
	結 節 点 環 境 改 善 費 補 助	5.5/10 1/2 (都市計画決定済で 4車線以上のもの 1/2 原子力 5.5/10)	1/2	—	—	—
(目)地方道維持費補助 (目の細分)	指 導 監 督 事 務 費 補 助	—	1/2	—	—	—
	一 般 国 道 維 持 費 補 助	—	10/10	—	—	—
(目)地方道維持費補助 (目の細分)	一 般 国 道 維 持 費 補 助	—	—	—	10/10	—
	地 方 道 維 持 費 補 助	—	—	—	—	10/10(県事業) 8/10(市町村事業)

(目)雪寒地域道路事業補助 (目の細分)	2 / 3 6 / 10	2 / 3 6 / 10 (ただし水特2 / 3)	—	—	—
雪寒地域道路事業補助 除雪 防雪・凍雪害防止	2 / 3 6 / 10	2 / 3 6 / 10	—	—	—
指導監督事務費補助	—	10 / 10	—	10 / 10	—
(目)道路交通調査費補助 (目の細分)	1 / 3 1 / 3 1 / 3	1 / 3 1 / 3 1 / 3	—	1 / 3 1 / 3 1 / 3	1 / 3 1 / 3 1 / 3
(項)道路環境整備事業費 北海道道路環境整備事業費 離島道路環境整備事業費 沖縄道路環境整備事業費	—	—	—	—	—
(目)沿道環境改善事業補助 (目の細分)	5.5 / 10 1 / 2	1 / 2	—	5.5 / 10 1 / 2 10 / 10	9 / 10 9 / 10 10 / 10
沿道環境改善事業補助	—	10 / 10	—	—	—
指導監督事務費補助	—	—	—	—	—
(目)交通安全施設等整備事業費補助 (目の細分)	—	—	—	—	—

交通安全施設等整備事業費補助	1/2	1/2 (ただし市町村道通学路 5.5/10)	1/2 (同左)	9/10 1/2	1/2 (ただし市町村道通学路 2/3)
交通安全事業地区一括統合補助	1/2	1/2 (ただし市町村道通学路 5.5/10)	1/2 (同左)	—	—
指導監督事務費補助 (目)電線共同溝整備事業費補助 (目の細分)	—	10/10	10/10	—	10/10
電線共同溝整備事業費補助	1/2	1/2 (離島・奄美を除く)	1/2	1/2	1/2
指導監督事務費補助 (目)道路交通環境改善促進事業費補助 (目の細分)	—	10/10	10/10	—	10/10
道路交通環境改善促進事業費補助	—	1/2	—	—	—
指導監督事務費補助	—	10/10	—	—	—

(注) 1 「基幹道」とは、道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令第2条第1項及び同令第3条第1号の規定により国土交通大臣が指定する道路である。

2 交通連携推進道路事業費補助のうち結節点環境改善費補助及び道路交通環境改善促進事業費補助は、地方公共団体が道路区域外で行う事業であり、国道、地方道の区分にならないものであるが、補助率及び指導監督事務費補助とともに、地方道の欄にまとめを示している。

別表2

費 目	科 目		説 明	算 定 方 法 等
	節	区 分		
本 工 事 費			事業の主体をなす施設の工事(工事に必要な準備工事を含む。以下「本工事」という。)の施行に直接必要な労務費、材料費(材料の運搬費及び保管料を含む。)及び土地の借料並びに補助事業者が負担する労務者の保険料(労務者災害補償保険料、失業保険料、厚生年金保険料、健康保険料等)とする。ただし、請負施行の場合においては、補助事業等土木請負工事工事費積算要領第3に定める直接工事費、間接工事費及び一般管理費等とする。	請負施行の場合にあつては、「補助事業等に係る工事設計書の作成について」(昭和34年4月1日付け建設省会発第107号建設事務次官通達)別紙1補助事業等土木請負工事工事費積算要領及び別紙2補助事業等土木請負工事工事費積算基準により算出した額以内とする。
内 訳	賃	金	本工事に直接必要な日々雇われる労務者に対する人夫賃である。	
	原 材 料 費	工 事 材 料 費	本工事に直接必要な鋼材、セメント、砂利、木材等の工事材料費である。	
	需 用 費	燃 料 熱 費 光 熱 費 消 耗 品 費	本工事に直接必要な燃料の代価、光熱及び水料、消耗品及び消耗器材費、例えば石炭、木炭、燃料油、動力費、電気料、水道料、ガス料(現場事務所等において事務用に供する消耗器材費を除く。)である。	
	役 務 費	通 信 運 搬 費	本工事に直接必要な諸資材の荷造費、運賃及び直営施行の場合における労務費の輸送費である。	
	使用料及び賃借料	保 管 料	本工事に直接必要な諸資材の保管料である。 本工事に直接必要な諸資材の材料置場用土地建物等借上料及び直営施行の場合における労務者輸送用自動車の借上料	

				補助事業者が自ら直営又は請負によって施行する場合の経費であって、その内容は本工事費の例に準ずる。	
測量及び試験費	賃原需役使用料及び賃料 賃材用務賃料 賃費費費賃料 賃費費費賃料 賃費費費賃料			工事を施行するために必要な調査、測量及び試験等(当該年度の工事の施行に関連して必要とされる翌年度以降に係るものを含む。)又は着工準備に要する費用とする。	
内 訳	賃金 原材料費 需用費 備購入費 使用料及び賃料 共済費 委託費 工事請負費	消耗品費 機械器具修繕費 社会保険料		調査、測量及び試験のため直接必要な日々雇傭する労務者に対する人夫費である。 調査、測量及び試験のために必要な測量杭、丁張材料等の消耗器材費である。 調査、測量及び試験のために必要な文具費等である。 調査、測量設計及び試験のために必要な機械器具(トランシット、レベル、マニキュール試験器具の各種試験器具でその部品を含む。)の購入、修繕及び借上に要する経費である。 測量及び試験費支弁の労務者に対する事業主負担の保険料である。 調査、測量、設計及び試験等を委託(事務費等の間接経費を含む。)又は請負に付する場合の経費である。	

用地買収及び補償費			工事の施行に直接必要な土地等の買収費及び工事の施工によって損失を受ける者に対する補償に要する費用(補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。)並びに土地区画整理事業の施行により工事の施行に必要な土地を造成する場合における当該事業に要する負担金とする。	
内 訳	公有財産購入費 負担金、補助金及び交付金 補償金及び金 補填金 賃材 原需役 使用賃 共事委	負 担 金 補 償 金	工事の施行に必要な土地等の購入費である。 道路用地を土地区画整理事業の施行により造成する場合に、当該土地区画整理事業の施行者に対し土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第120条の規定に基づく負担金として支出する経費(事務費等の間接経費を含む。)である。 工事の施行によって損失を受ける者に対する補償費である。 補助事業者が補償金にかえて、直接施行する補償工事のための経費で、その内容は本工事費の例に準ずる。 用地買収及び補償の全部又は一部の施行を委託する経費(事務費相当額の間接経費を含む。)である。	

機械器具費	機械器具費の標準率等 請負施行の場合には機械器具費は原則として認めない。ただし、特殊機械器具又は地理的理由(例えば離島道路事業等の場合)で機械の貸与を特に必要とする場合に例外として認める。			
	工事の施工に直接必要な機械器具、車両(乗用車及びこれに類するものを除く。)船舶等の購入費、借料、運搬費(船舶保険料を含む。)、据付費撤去費及び修理に要する費用とする。			
	備品購入費	機械器具費		
	需用費	消耗品費		
	賃原材料需用役共	工事材料消耗運信社会		
	使用賃	修繕料		
内訳	購入費	備品購入費	賃原材料需用役共	工事材料消耗運信社会
	運搬費	賃原材料需用役共	使用賃	修繕料
	借上費	賃原材料需用役共	使用賃	修繕料
	修繕費	賃原材料需用役共	使用賃	修繕料
	修繕費	賃原材料需用役共	使用賃	修繕料
機械器具等購入の際における駅渡等の場合の現場までの輸送費(据付費及び撤去費を含む。)及び修繕のための機械器具の輸送費である。 機械器具等の使用料又は賃借料である。 機械器具等の修繕料である。 直営修繕の場合であって、機械器具等の修繕に必要な経費である。				

(事務雑費) 人件費	給職料等 員手当	一般職手当 扶養手当 初任給調整手当 通勤手当 特殊勤務手当 遠隔地手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 寒冷地手当 住居手当 児童手当 〇〇手当 共済組合負担金 社会保険料	補助事業に直接従事する定数職員(補助事業のみを実施する臨時機関の管理又は監督の地位にある職員を含み、その他の機関の管理又は監督の地位にある職員を除く。)の給与(退職手当を除く。)並びに補助事業者が負担する共済組合負担金及び社会保険料(本費目から給与が支弁される者に係るものに限る。)とする。 補助事業に直接従事する定数職員(地方公務員法第22条第1項職員を含む。)に対する給料及び職員手当等である。 人件費より給料が支弁される者に係る共済組合負担金である。 人件費より給料が支給される者に係る社会保険料である。	(1) 事務費の制限率 事業費を次に定める額に区分して、それぞれの率に乘じて得た額の合計額の範囲内とする。		
				区 分		
				都道府県指定市町村		
				5,000万円以下の金額に対して	7%	6.5%
				5,000万円をこえ10,000万円以下の金額に対して	6.5"	5.5"
				10,000万円をこえ30,000万円以下の金額に対して	4.5"	3.5"
				30,000万円をこえ50,000万円以下の金額に対して	3.5"	2"
				50,000万円をこえ100,000万円以下の金額に対して	2.5"	1"
				100,000万円をこえる金額に対して	—	0.5"
				100,000万円をこえ200,000万円以下の金額に対して	2"	—
				200,000万円をこえ300,000万円以下の金額に対して	1"	—
				300,000万円をこえる金額に 対して	0.5"	—
				(2) 人件費、普通旅費、庁費の合計額の標準率は事務費の3/4とする。		

旅費	旅費	普通旅費	補助事業施行のため直接必要な普通旅費及び日額旅費とする。 設計審査、工法協議、用地交渉及び検査に要する旅費 官公署等の常時連絡及び工事の施行、監督、用地交渉、測量調査又は検査のための管内出張旅費
庁費		日額旅費	補助事業施行のため直接必要な本庁の庁費(消耗品費、賃金(保険料を含む。)、車両燃料費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、使用料及び賃借料、筆耕翻訳料、委託料、食糧費(用地買収補償交渉等補助事業の遂行上特に必要な場合で、現場経費を含む。)、備品購入費(本庁において補助事業の設計及び工事監督業務を行なっている場合で、当該事業実施に直接必要な備品に限る。)、修繕費(前記備品購入費による備品の修繕に限る。))、市町村交付金とする。
	賃金	社会保険料	日々雇傭される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金である。
	公用費	燃料費	庁費賃金支弁者に対する事業主負担の保険料である。
		消耗品費	各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、印紙その他の消耗器材費である。
		燃料費	自動車等の燃料費である。
		印刷製本費	図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費である。
		修繕費	備品、自動車等の修繕料である。
		食糧費	原則として、茶菓子、弁当等である。

工事雑費と日額旅費の合計額の標準率は事務費の1/4とする。なお、この標準率は両者の予算計上の標準を示したものであるで、両者間の些少の増減は差支えないが人件費、普通旅費、庁費の合計額が上記(1)の事務費の制限率により算出される限度額の4/5を超えないものとする。

(3) 市町村については、出張所等のない場合、事務雑費、工事雑費の区分を要しない。

(4) 上記(1)の定めにかかわらず、補助事業を国、他の地方公共団体、公団等に委託する場合であって、次に掲げる場合には必要に応じ定率事務費の3割の範囲内で計上できるものとする(ただし用地国債における事務費については除く。))。

事業の全部を委託する場合

事業の一部委託であって、委託先の事務費が定率事務費を超える等のため、定率事務費から委託先の事務費を控除すると、補助事業者の事務費が定率事務費の3割に満たないこととなる場合

(注) 定率事務費とは、上記(1)により算出した額をいう。

				郵便、電報、電話料及び事務用諸物品の運搬に要する経費である。 設計書等の筆耕料等である。 土地等の鑑定、試験、各種証明手数料等である。 自動車損害賠償保障法で定める自動車損害賠償責任保険の契約に基づき支払われる保険料である。 登録事務等の委託料である。 自動車、会議用会場、物品等の使用料及び賃借料である。 庁用器具類の購入費である。 自動車等の購入費である。 法律の規定に基づき自動車に課される税である。 国有資産等所在市町村交付金法に基づく市町村交付金である。	
工 事 雑 費				補助事業施行のため直接必要な出先の庁費(消耗品費、賃金(保険料を含む。)、報酬、報償費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、使用料及び賃借料、筆耕翻訳料、委託料、広告料、備品購入費、修繕料)、市町村交付金とする。	
	報	酬		用地買収交渉、土地物件等の評価、登記事務のための嘱託員に対する報酬である。	
	賃	金		日々雇われる雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金である。	

共	費	料	工
報	費	社	事
需	費	会	業
		保	主
		險	負
		料	担
			の
			保
			険
			料
			で
			あ
			る
			。
			用
			地
			買
			収
			お
			け
			る
			立
			会
			人
			等
			へ
			の
			謝
			金
			で
			あ
			る
			。
			各
			種
			事
			業
			用
			紙
			、
			帳
			簿
			、
			封
			筒
			等
			の
			文
			房
			具
			、
			印
			紙
			そ
			の
			他
			の
			消
			耗
			器
			材
			費
			で
			あ
			る
			。
			庁
			用
			燃
			料
			、
			自
			動
			車
			等
			の
			燃
			料
			費
			で
			あ
			る
			。
			図
			面
			、
			諸
			帳
			簿
			等
			の
			印
			刷
			費
			及
			び
			製
			本
			費
			で
			あ
			る
			。
			電
			気
			料
			、
			水
			道
			料
			、
			ガ
			ス
			料
			及
			び
			そ
			の
			計
			器
			使
			用
			料
			で
			あ
			る
			。
			庁
			用
			備
			品
			、
			連
			絡
			用
			自
			転
			車
			、
			自
			動
			車
			等
			の
			修
			繕
			料
			で
			あ
			る
			。
			郵
			便
			、
			電
			報
			、
			電
			話
			料
			及
			び
			事
			務
			用
			諸
			物
			品
			の
			運
			搬
			に
			要
			す
			る
			経
			費
			で
			あ
			る
			。
			墓
			地
			、
			埋
			葬
			等
			に
			関
			する
			法
			律
			施
			行
			規
			則
			第
			3
			条
			第
			2
			号
			に
			規
			定
			す
			る
			公
			告
			料
			等
			で
			あ
			る
			。
			設
			計
			書
			等
			の
			筆
			耕
			料
			で
			あ
			る
			。
			土
			地
			等
			の
			鑑
			定
			、
			試
			験
			、
			各
			種
			証
			明
			手
			数
			料
			で
			あ
			る
			。
			自
			動
			車
			損
			害
			賠
			償
			法
			で
			定
			め
			る
			自
			動
			車
			損
			害
			賠
			償
			に
			基
			づ
			き
			支
			払
			わ
			れ
			る
			保
			険
			料
			で
			あ
			る
			。
			登
			録
			事
			務
			、
			道
			路
			工
			事
			に
			伴
			う
			道
			路
			情
			報
			提
			供
			等
			の
			委
			託
			料
			で
			あ
			る
			。
			自
			動
			車
			、
			会
			議
			用
			会
			場
			、
			配
			置
			技
			術
			者
			の
			専
			任
			制
			を
			確
			認
			す
			る
			た
			め
			の
			デ
			ー
			タ
			ベ
			ー
			の
			使
			用
			料
			及
			び
			賃
			借
			料
			で
			あ
			る
			。

指導監督事務費	備品購入費	庁用器具費	机、椅子等の庁用器具類、工事監督用の作業衣の購入費
	公課費	機械器具費	自動車等の購入費である。
	市町村交付金	自動車重量税	法律の規定に基づき自動車に課される税である。
			国有資産等所在市町村交付金に基づく市町村交付金である。
内	人件費	給料職員共	「補助金等の交付に関する事務の委任について」(昭和32年6月29日付け建設省発会第199号建設大臣通達)に基づく委任事務を行うために必要な経費で、その内容は事務費の例に準ずる。
	旅費	旅費	
	庁費	賃金 共用 役務 委託 使用料及び賃借料 備品購入費	
訳			

道路関係開発指定事業一覧表

事業名	事業名	備考
(項)道路事業費 (目)一般国道改修補助 道路改良共同構築溝 特殊改良二種 (特土事業のみ) 災害防止 (特土事業のみ)	(項)北海道道路事業費 (目)地方道改修補助 自転車道整備 (目)雪寒地域道路事業費補助 雪寒地域道路事業 (凍雪害防止・防雪のみ)	(注) 1 特土事業とは、特殊土じょう地帯の保全を目的として特に施行する事業であって、特殊改良二種事業のうち、路床改良、側溝整備及び嵩上工並びに道路災害防除事業をいう。 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法第2条の規定に基づき内閣総理大臣が指定する区域に限る。 2 国土総合開発事業調整費、北海道特定開発事業推進費によるもの については通常の道路事業と同様に取り扱い扱うこと。 3 国庫債務負担行為に係る事業については、各年度の補助金の交付額(年割額)によること。
(項)交通連携推進道路事業費補助 道路改良 踏切除却・改良 公共交通機関支援 結節点改良 (目)雪寒地域道路事業費補助 雪寒地域道路事業 (凍雪害防止・防雪のみ)	(項)北海道道路環境整備事業費 (目)電線共同溝整備事業費補助 電線共同溝整備事業 (項)離島道路事業費 (目)道路事業費補助 道路改良 自転車道整備 特殊改良二種 (特土事業のみ) 災害防止 (特土事業のみ)	

(項)道路環境整備事業費 (目)沿道環境改善事業費補助 沿道環境改善事業 (改築事業のみ) (目)電線共同溝整備事業費補助 電線共同溝整備事業		
--	--	--

道路關係特定事業一覽表

事業名	事業名	備考
(項)道路事業費 (目)一般国道改修補助 道路改良 共同溝	(項)北海道道路事業費 (目)北海道改修補助 道路改良 自転車道整備 共同溝	1 国土総合開発事業調整費、北海道特定開発事業推進費によるものについて、通常の道路事業と同様に取扱うこと。 2 国庫債務負担行為に係る事業については、各年度の補助金の交付額(年割額)によること。
(目)地方道改修補助 道路改良 共同溝	(目)生活環境整備 (特改系を除く)	
(目)交通連携推進道路事業費補助 (特改系を除く)	(目)交通連携推進道路事業費補助 道路改良 踏切除却・改良	
(目)雪寒地域道路事業費補助 道路改良 踏切除却・改良 公共交通機関支援 結節点改良	(目)雪寒地域道路事業費補助 雪寒地域道路事業 (凍雪害防止・防雪のみ)	
(目)雪寒地域道路事業費補助 雪寒地域道路事業 (凍雪害防止・防雪のみ)	(項)北海道道路環境整備事業費補助 沿道環境改善事業 (改築事業のみ)	
(項)道路環境整備事業費 (目)沿道環境改善事業費補助	(目)電線共同溝整備事業費補助 電線共同溝整備事業	
沿道環境改善事業 (改築事業のみ)	(項)離島道路事業 (目)道路事業費補助 道路改良	

(目)電線共同溝整備事業費補助		
-----------------	--	--